【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月16日
【中間会計期間】	第96期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	河西工業株式会社
【英訳名】	KASAI KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　社長役員　古川　幸二
【本店の所在の場所】	神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
【電話番号】	0467（75）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 専務役員　　小川　耕一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
【電話番号】	0467（75）2555
【事務連絡者氏名】	取締役 専務役員　　小川　耕一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第95期 中間連結会計期間	第96期 中間連結会計期間	第95期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	（百万円）	93,130	111,024	196,189
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	△1,173	7,609	5,702
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 又は親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	（百万円）	△1,242	5,760	4,052
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	△6,311	8,565	4,435
純資産額	（百万円）	15,998	34,859	26,793
総資産額	（百万円）	135,631	148,737	145,329
１株当たり中間（当期）純利益 又は１株当たり中間純損失（△）	（円）	△32.64	33.59	24.26
潜在株式調整後１株当たり 中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	5.2	16.7	11.5
営業活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	3,364	10,847	9,611
投資活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	△4,892	△1,410	△7,823
財務活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	48	△4,709	△4,921
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	（百万円）	23,909	29,019	23,559

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、第95期中間連結会計期間は１株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。また、第96期中間連結会計期間及び第95期は、A種優先株式に係る普通株式相当数を１株当たり中間（当期）純利益の算定に含めており、他に希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは、2025年４月に計画を公表し、2026年２月に目標値を公表いたしました中期経営計画「Kasai Turnaround Aspiration」に基づき、経営再建に向けて主要経営課題に対して真摯に向き合い、課題解決に取り組んでおります。当中間連結会計期間においても、販売先OEMからの支援や、北米セグメントにおける生産台数の増加および適切なコストコントロールをはじめとした取り組みの結果、営業利益は黒字を計上しております。

しかしながら、①自己資本が低水準に留まり、財務体質の改善・強化が必要であること、②北米事業が継続的な取り組みにより改善しているものの未だ途上であること、③当中間連結会計期間の業績には販売先OEMによる支援も含まれていることから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

これに対して、当社グループでは当該事象又は状況を改善、解消すべく、当連結会計年度も引き続き、全社を挙げて以下の取り組みを実行しております。

(1) グループの収益力向上

① 取引先との価格・数量等各種条件の見直し、材料の市況変動による高騰や労務費高騰の販売価格への転嫁、生産現場における生産ロスの圧縮、人員体制の最適化等による人件費抑制の継続などの経営改革を断行し、グループ収益力の向上に引き続き取り組んでまいります。

② 販売先OEMと販価等の見直しについて協議を継続的に実施し、グループ収益力の向上に取り組んでおります。

③ 特に課題である北米拠点においては、上記取組に加えて、主要販売先OEMのご協力による生産現場の改善、メキシコにおける生産体制の最適化を実施しております。

④ 中東地域情勢の悪化等、地政学リスクが増大したことで、幅広い産業に原油・エネルギーをはじめとする物資供給の不確実性が波及しており、様々な物資の市場価格が大きく変動しています。当社は原材料の調達先の分散及び代替材料の検討を進めるとともに、供給状況及び価格動向について関係部門横断で継続的なモニタリングの実施を通じて、影響の極小化を図っております。

(2) 財務体質の改善・強化と安定した経営基盤の構築

① 当社グループは抜本的な構造改革施策の実施を目的として、2024年11月１日、日産自動車株式会社からの第三者割当増資による総額60億円の資金調達をしております。

② 2024年11月１日に、古川幸二が当社の代表取締役社長 社長役員に、稲津茂樹が当社の取締役 副社長役員に新たに就任し、2025年４月に公表した中期経営計画「Kasai Turnaround Aspiration」の骨子（方策と取組の概要）を策定の上、経営再建に取り組んでおります。

③ 2026年２月には中期経営計画の経営目標値を公表しており、当該計画における前連結会計年度の経営目標値である営業利益40億円を達成しました。当連結会計年度においても、引き続き施策の実行及び適切な進捗モニタリングを通じて、優先課題である北米事業の業績改善に加え、グローバルで経営基盤の強化に取り組んでおります。

(3) 安定的な資金繰りの確保

① 2024年10月23日付で、全取引金融機関との間で、債権者間協定書を締結し、債権者間協定書において定められた新たな弁済条件に基づく金銭消費貸借契約書を併せて締結し、最終返済期限が2028年３月31日に変更されております。また、2024年11月１日、株式会社りそな銀行との間の劣後特約付準金銭消費貸借契約書に基づく、デットデットスワップの効力が生じており、当社の資金繰りの安定化に寄与しております。

② 2026年９月30日現在、コミットメントライン契約極度85億円の利用はございません。当社グループの事業運営上、適切な資金枠を確保できており、投資案件の厳選及び抑制等を図るとともに、営業利益の黒字化などグループ収益力の向上により、事業及び運転資金を安定的に確保しております。

以上のとおり、当中間連結会計期間において営業利益は黒字を計上しており、当連結会計年度における計画の達成可能性が順調に高まっていると考えております。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象は存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）財政状態の状況

（資産）

総資産は1,487億37百万円と前連結会計年度末に比べ、34億８百万円の増加（＋2.3%）となりました。この主な要因は、受取手形及び売掛金が15億35百万円減少、固定資産が２億18百万円減少したものの、現金及び預金が56億35百万円増加したことであります。

（負債）

負債は1,138億78百万円と前連結会計年度末に比べ、46億57百万円の減少（△3.9%）となりました。この主な要因は、支払手形及び買掛金が３億93百万円増加、リース債務（流動負債）が９億45百万円増加したものの、短期借入金が12億19百万円減少、長期借入金が44億85百万円減少したことであります。

（純資産）

純資産は348億59百万円と前連結会計年度末に比べ、80億65百万円の増加（＋30.1%）となりました。この主な要因は、為替換算調整勘定が25億21百万円増加、利益剰余金が57億60百万円増加したことであります。

（2）経営成績の状況

世界経済は、米国の関税政策をはじめとする通商環境の変化や地政学リスクの継続により、先行き不透明な状況が続きました。米国経済は底堅く推移した一方、中国では回復が鈍化し、欧州では持ち直しの動きが見られました。

当社グループの関連する自動車業界においては、北米市場では主要顧客の生産台数は増加した一方、中国市場では市場競争や価格競争の激化により厳しい事業環境が継続しました。また、原材料価格や労務費の上昇、各国の通商政策の変化や為替相場の変動等により、事業環境は依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループでは北米地域を中心に収益性が改善した一方、中国地域・アセアン地域では主要販売先OEMの生産台数減少等の影響を受けました。

このような状況において、当中間連結会計期間における売上高は、1,110億24百万円と前中間連結会計期間に比べ178億93百万円（＋19.2%）の増収となりました。営業利益は82億23百万円と前中間連結会計期間に比べ81億21百万円の増益（＋8,000.4%）となりました。経常利益は、営業利益の増加に加え前中間連結会計期間に計上した為替差損が当中間連結会計期間には為替差益に転じたこと等により、76億９百万円（前中間連結会計期間は11億73百万円の経常損失）となり、親会社株主に帰属する中間純利益は、57億60百万円（前中間連結会計期間は12億42百万円の親会社株主に帰属する中間純損失）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（日本）

主要販売先OEMの新車立ち上げにより、売上高は278億92百万円と前中間連結会計期間に比べ54億36百万円の増収（＋24.2%）となりました。増収効果等により、セグメント利益は29億70百万円と前中間連結会計期間に比べ16億28百万円の増益（＋121.4%）となりました。

（北米）

主要販売先OEMの生産台数増加により、売上高は679億94百万円と前中間連結会計期間に比べ125億44百万円の増収（＋22.6%）となりました。増収効果に加え、原材料費や労務費、製造経費等を中心とした構造改革の進捗により、セグメント利益は51億７百万円（前中間連結会計期間はセグメント損失13億64百万円）となりました。

（欧州）

為替影響等により、売上高は67億14百万円と前中間連結会計期間に比べ４億86百万円の増収（＋7.8%）となりました。増収効果等により、セグメント利益は１億71百万円（前中間連結会計期間はセグメント損失３億32百万円）となりました。

（アジア）

中国地域・アセアン地域は、ともに主要販売先OEMの生産台数が減少したことにより、売上高は84億22百万円と前中間連結会計期間に比べ５億73百万円の減収（△6.4%）となりました。減収影響等により、セグメント利益は２億44百万円と前中間連結会計期間に比べ４億13百万円の減益（△62.8%）となりました。

（３）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ54億59百万円増加し、290億19百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益74億18百万円、減価償却費28億61百万円、売上債権の減少22億90百万円等による資金の増加により、108億47百万円の収入（前中間連結会計期間は33億64百万円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の払戻による収入が16億75百万円あったものの、定期預金の預入による支出16億57百万円、有形固定資産の取得による支出14億８百万円等による資金の減少があり、14億10百万円の支出（前中間連結会計期間は48億92百万円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、セール・アンド・リースバックによる収入が18億97百万円あったものの、長期借入金の返済による支出42億62百万円、短期借入金の純減少額12億30百万円等による資金の減少があり、47億９百万円の支出（前中間連結会計期間は48百万円の収入）となりました。

（４）連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2027年３月期の通期（2026年４月１日～2027年３月31日）の連結業績予想につきまして、2026年５月15日に公表いたしました予想値を修正しております。詳細につきましては、本日公表の「2027年３月期 通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

（５）重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、当社グループの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

（６）研究開発活動

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は28億15百万円であり、主に日本で発生したものであります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

（７）生産、受注及び販売の実績

当中間連結会計期間において、日本セグメント及び北米セグメントにおける自動車内装部品の生産、受注及び販売の実績が増加しております。これは、日本地域における主要販売先OEMの新車立ち上げや、北米地域における主要販売先OEMの生産台数増加によるものであります。

３【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	181,356,008
A種優先株式	5,827,274
計	181,356,008

（注）「計」欄には定款で定める発行可能株式総数を記載しており、発行可能株式総数の合計とは一致しておりません。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） (2026年９月30日)	提出日現在発行数（株） (2026年11月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	39,511,728	39,511,728	東京証券取引所 スタンダード市場	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	5,827,274	5,827,274	―	(注) 単元株式数は100株であります。
計	45,339,002	45,339,002	―	―

（注）A種優先株式の内容は次のとおりであります。

１.剰余金の配当

(1)　A種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて、以下「A種優先株主等」という。）に対し、下記８.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式１株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種優先株式１株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2)　A種優先配当金の額

(a) A種優先配当金の額は、金6,000,000,000円を5,827,274で除した金額（下記(c)及び(d)に従って調整された場合は、調整後の価額をいい、以下「払込金額相当額」という。）に、年率7.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2025年３月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種優先株式について払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第５位まで計算し、その小数第５位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社がA種優先株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行う当該剰余金の配当において各A種優先株主等に対して支払われるA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前における当該A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数を当該配当基準日の終了時点における各A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(c) 当会社がA種優先株式につきA種優先株主に割当てを受ける権利を与えて発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下、本(c)において同じ。）を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数」、「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」及び「A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該発行又は処分の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、当会社が保有するA種優先株式を処分する場合には、以下の算式における「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」は「処分する当会社が保有するA種優先株式の数」と読み替える。また、調整の結果、１円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\text{調整後の払込金額相当額} = \frac{\text{調整前の払込金額相当額} \times \text{A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数} + \text{A種優先株主への割当てに際して払い込まれる１株当たりの払込金額} \times \text{A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数}}{\text{A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後の払込金額相当額は、A種優先株主への割当てを行う場合はA種優先株主への割当ての効力発生日（A種優先株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。
その他A種優先株主への割当てに類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

(d) 当会社がA種優先株式につき株式の分割又は併合を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合前の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、「株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合後の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とする。また、調整の結果、１円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\text{調整後の払込金額相当額} = \text{調整前の払込金額相当額} \times \frac{\text{株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後の払込金額相当額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以降、株式の併合を行う場合は当該株式の併合の効力発生日（当該株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。
その他株式の分割又は併合に類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

(3) 参加条項

当会社がA種優先株主等に対して、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）を配当した後、普通株主等（下記８.(1)に定める。）に対して剰余金の配当を行うときは、同時に、A種優先株主等に対して、A種優先株式１株につき、それぞれ、普通株式１株あたりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を行う。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた１株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利7.0%で１年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、１年を365日（但

し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第５位まで計算し、その小数第５位を四捨五入する。Ａ種優先株式１株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下「Ａ種累積未払配当金相当額」という。）については、下記８.(1)に定める支払順位に従い、Ａ種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係るＡ種累積未払配当金相当額がある場合は、最も古い事業年度に係る当該Ａ種累積未払配当金相当額から先に配当される。なお、かかる配当が行われるＡ種累積未払配当金相当額に、各Ａ種優先株主等が権利を有するＡ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

２.残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主等に対し、下記８.(2)に定める支払順位に従い、Ａ種優先株式１株につき、払込金額相当額に、Ａ種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるＡ種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてＡ種累積未払配当金相当額を計算する。なお、Ａ種残余財産分配額に、各Ａ種優先株主等が権利を有するＡ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 参加条項

Ａ種優先株主等に対してＡ種残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主等（下記８.(1)に定める。）に対して残余財産の分配をするときは、Ａ種優先株主等は、Ａ種優先株式１株当たり、普通株式１株当たりの残余財産の分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

(3) 日割未払優先配当金額

Ａ種優先株式１株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてＡ種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記１.(2)(a)に従い計算されるＡ種優先配当金相当額とする（以下、Ａ種優先株式１株当たりの日割未払優先配当金額を「Ａ種日割未払優先配当金額」という。）。

３.議決権

Ａ種優先株主は、株主総会において議決権を有する。Ａ種優先株式の１単元の株式数は100株とする。

４.金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

Ａ種優先株主は、2028年４月１日以降、当会社に対して、金銭を対価としてその有するＡ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、金銭対価取得請求に係るＡ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求の効力発生日に、Ａ種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、同一の効力発生日に複数のＡ種優先株主から会社法第461条第２項所定の分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきＡ種優先株式は各Ａ種優先株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額

Ａ種優先株式の取得価額は、金銭対価取得請求の効力発生日における(ⅰ)Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額、(ⅱ)Ａ種累積未払配当金相当額及び(ⅲ)Ａ種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るＡ種優先株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本４.の計算において、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額の計算は上記２.(1)及び２.(3)に準じて行われるものとし、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るＡ種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の方法及び効力発生

金銭対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した日から10営業日が経過した時点に発生する。

(5) 前各号に定めるほか、当会社が会社法第156条から第165条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、Ａ種優先株主は、普通株式に優先してＡ種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

５.普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

Ａ種優先株主は、Ａ種優先株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するＡ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るＡ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該Ａ種優先株主に対して交付するものとする。

(2) Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(ⅰ)Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額、(ⅱ)Ａ種累積未払配当金相当額及び(ⅲ)Ａ種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るＡ種優先株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額の計算は上記２.(1)及び２.(3)に準じて行われるものとし、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るＡ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初51.48円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割をする場合、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ Ａ種優先株式１株当たりの調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、その他その保有者若しくは当会社の要求又は一定の事由の発生により、普通株式が発行又は処分される権利の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「１株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times (\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{１株当たり払込金額} \times \text{新たに発行する普通株式の数}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の前日時点における当会社の普通株式の発行済株式数をいう。

④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、Ａ種優先株式１株当たりの調整前の取得価額を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額がＡ種優先株式１株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

⑥ その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件としてＡ種優先株式１株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利を発行する場合には、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至⑤のいずれかに該当する場合には、当会社はＡ種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を合理的な範囲で行うものとする。

① 時価を超える価額による自己株式等の取得、合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき調整前の取得価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ 当会社に取得をさせることにより若しくは当会社に取得されることによりＡ種優先株式１株当たりの調整前の取得価額を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式、行使することにより若しくは当会社に取得されることにより普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(b)において同じ。）の合計額がＡ種優先株式１株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件としてＡ種優先株式１株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利（以下「潜在株式等」という。）の、当会社に取得させることにより若しくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる期間が終了した場合（但し、当該潜在株式等の全部が既に普通株式の交付と引き換えに取得され又は行使された場合を除く。）において、取得価額の調整が必要であると当会社の取締役会が認めるとき。

④ 潜在株式等の１株当たりの取得価額又は新株予約権の行使に際して出資される財産の金額が変更された場合において、取得価額の調整が必要であると当会社の取締役会が認めるとき。

⑤ その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると当会社の取締役会が認めるとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(d)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(e) 本５.に定める取得価額の調整は、Ａ種優先株式の発行並びに当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の方法及び効力発生

普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力は普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した日から３営業日が経過した時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたＡ種優先株主に対して、当該Ａ種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

６.金銭を対価とする取得条項

当会社は、Ａ種優先株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、Ａ種優先株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るＡ種優先株式を取得するのと引換えに、(ⅰ)金銭対価償還に係るＡ種優先株式の数に、(ⅱ)①Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額、②Ａ種累積未払配当金相当額及び③Ａ種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、Ａ種優先株主に対して交付するものとする。なお、本６.の計算において、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額の計算は上記２.(1)及び２.(3)に準じて行われるものとし、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対

価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
A種優先株式の一部を取得する場合において、A種優先株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種優先株主から取得すべきA種優先株式を決定する。

７.株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
(1) 当会社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及びA種優先株式について、それぞれ同時に同一割合で行う。
(2) 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
(3) 当会社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
(4) 当会社は、株主に募集新株予約権（新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本７.において同じ。）の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で、与える。
(5) 当会社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
(6) 当会社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びA種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で変更する。

８.優先順位
(1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第１順位、A種優先配当金が第２順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第３順位とする。
(2) A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第１順位、普通株式に係る残余財産の分配を第２順位とする。
(3) 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

９.種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第２項に関する定めはしておりません。

(2)【新株予約権等の状況】
①【ストックオプション制度の内容】
該当事項はありません。
②【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年９月30日	―	普通株式 39,511,728 A種優先株式 5,827,274	―	5,821	―	1,455

(5)【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地	5,827	13.04
長瀬産業株式会社	大阪府大阪市西区新町１丁目１－17	5,404	12.10
株式会社イクヨ	東京都港区赤坂４丁目９－25号	5,263	11.78
山海関株式会社	東京都世田谷区喜多見９丁目17－９	1,964	4.40
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町２丁目２番１号	1,825	4.09
河西工業取引先持株会	神奈川県高座郡寒川町宮山3316	1,481	3.32
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい３丁目１－１ (東京都中央区晴海１丁目８番12号)	1,276	2.86
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町１丁目４番地	1,266	2.83
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区大手町１丁目５番５号 (東京都中央区晴海１丁目８番12号)	921	2.06
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿１丁目26－１	871	1.95
計	―	26,101	58.43

（注）１．上記の他に当社が自己保有株式として所有している株式が663千株あり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は1.46%であります。

２．（注）１．の自己株式には、業績連動型報酬制度導入の際に株式給付信託として設定した、株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式155千株を含んでおりません。

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式		―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）		―	―	―
議決権制限株式（その他）		―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式	663,300	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式	38,827,200	388,272	―
	Ａ種優先株式	5,827,200	58,272	―
単元未満株式	普通株式	21,228	―	―
	Ａ種優先株式	74	―	―
発行済株式総数	普通株式	39,511,728	―	―
	Ａ種優先株式	5,827,274	―	―
総株主の議決権		―	446,544	―

（注）１．「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式5,000株（議決権50個）が含まれております。
２．「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、「業績連動型報酬制度」にかかる信託口が保有する当社株式155,400株（議決権の数1,554個）が含まれております。
３．「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式48株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
（自己保有株式） 河西工業株式会社	神奈川県高座郡寒川町宮山3316	663,300	―	663,300	1.46
計	―	663,300	―	663,300	1.46

（注）　保有自己株式には、業績連動型報酬制度導入に伴い設定した信託口が保有する当社株式155,429株は含まれておりません。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,669	32,304
受取手形及び売掛金	31,129	29,594
電子記録債権	142	92
商品及び製品	1,724	1,712
仕掛品	10,612	10,697
原材料及び貯蔵品	7,905	7,428
その他	7,635	7,635
貸倒引当金	△576	△596
流動資産合計	85,242	88,869
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	53,499	55,024
減価償却累計額	△34,051	△35,491
減損損失累計額	△1,641	△1,641
建物及び構築物（純額）	17,805	17,892
機械装置及び運搬具	113,896	118,431
減価償却累計額	△89,769	△93,199
減損損失累計額	△10,725	△11,035
機械装置及び運搬具（純額）	13,401	14,196
工具、器具及び備品	30,639	32,129
減価償却累計額	△27,996	△29,531
減損損失累計額	△294	△296
工具、器具及び備品（純額）	2,349	2,300
土地	6,275	6,315
建設仮勘定	2,681	1,242
有形固定資産合計	42,513	41,947
無形固定資産		
その他	381	335
無形固定資産合計	381	335
投資その他の資産		
投資有価証券	2,998	3,254
長期貸付金	698	679
退職給付に係る資産	8,376	8,499
繰延税金資産	3,678	3,455
その他	2,091	2,341
貸倒引当金	△652	△645
投資その他の資産合計	17,191	17,585
固定資産合計	60,086	59,868
資産合計	145,329	148,737

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,522	20,916
電子記録債務	1,865	1,615
短期借入金	4,232	3,013
リース債務	800	1,746
未払金	491	569
未払法人税等	992	970
賞与引当金	1,553	1,925
その他	14,473	13,275
流動負債合計	44,934	44,033
固定負債		
長期借入金	66,678	62,192
リース債務	2,521	3,250
繰延税金負債	3,514	3,581
退職給付に係る負債	440	465
その他	447	355
固定負債合計	73,601	69,845
負債合計	118,535	113,878
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,821	5,821
資本剰余金	5,652	5,652
利益剰余金	△3,037	2,723
自己株式	△535	△535
株主資本合計	7,901	13,661
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△26	0
為替換算調整勘定	5,430	7,952
退職給付に係る調整累計額	3,419	3,207
その他の包括利益累計額合計	8,823	11,160
非支配株主持分	10,069	10,037
純資産合計	26,793	34,859
負債純資産合計	145,329	148,737

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上高	93,130	111,024
売上原価	82,878	91,407
売上総利益	10,251	19,616
販売費及び一般管理費	※1　10,150	※1　11,393
営業利益	101	8,223
営業外収益		
受取利息	117	117
受取配当金	0	―
持分法による投資利益	135	184
為替差益	―	180
補助金収入	34	38
その他	98	262
営業外収益合計	386	782
営業外費用		
支払利息	1,025	1,175
借入手数料	8	11
為替差損	562	―
その他	64	209
営業外費用合計	1,661	1,396
経常利益又は経常損失（△）	△1,173	7,609
特別利益		
固定資産売却益	14	3
投資有価証券売却益	0	―
子会社清算益	33	―
特別利益合計	47	3
特別損失		
固定資産売却損	17	3
固定資産除却損	30	14
特別退職金	※2　248	―
工場再編費用	―	※3　176
特別損失合計	296	194
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	△1,422	7,418
法人税、住民税及び事業税	452	1,046
法人税等調整額	△587	496
法人税等合計	△135	1,543
中間純利益又は中間純損失（△）	△1,286	5,875
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△44	114
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△1,242	5,760

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益又は中間純損失（△）	△1,286	5,875
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3	27
為替換算調整勘定	△4,740	2,704
退職給付に係る調整額	△113	△214
持分法適用会社に対する持分相当額	△174	173
その他の包括利益合計	△5,024	2,690
中間包括利益	△6,311	8,565
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△5,413	8,097
非支配株主に係る中間包括利益	△897	468

(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	△1,422	7,418
減価償却費	3,174	2,861
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△300	△436
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	52	20
引当金の増減額（△は減少）	△32	326
受取利息及び受取配当金	△117	△117
支払利息	1,025	1,175
為替差損益（△は益）	46	48
持分法による投資損益（△は益）	△135	△184
補助金収入	△34	△38
特別退職金	248	―
子会社清算益（△は益）	△33	―
有形固定資産売却損益（△は益）	3	△0
有形固定資産除却損	30	14
投資有価証券売却損益（△は益）	△0	―
工場再編費用	―	176
売上債権の増減額（△は増加）	2,498	2,290
棚卸資産の増減額（△は増加）	△780	799
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,189	△442
前受金の増減額（△は減少）	△92	△867
未払金の増減額（△は減少）	361	86
預り金の増減額（△は減少）	67	△124
その他	1,442	△167
小計	4,812	12,837
利息及び配当金の受取額	306	226
利息の支払額	△972	△1,175
補助金の受取額	34	38
工場再編費用の支払額	―	△85
法人税等の支払額	△816	△994
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,364	10,847
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,797	△1,657
定期預金の払戻による収入	―	1,675
有形固定資産の取得による支出	△3,007	△1,408
有形固定資産の売却による収入	32	4
投資有価証券の取得による支出	△1	―
投資有価証券の売却による収入	0	―
その他	△118	△24
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,892	△1,410

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,568	△1,230
長期借入金の返済による支出	△498	△4,262
リース債務の返済による支出	△454	△613
非支配株主への配当金の支払額	△883	△499
セール・アンド・リースバックによる収入	316	1,897
財務活動によるキャッシュ・フロー	48	△4,709
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,342	731
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,821	5,459
現金及び現金同等物の期首残高	26,730	23,559
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　23,909	※1　29,019

【注記事項】

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 当社のコミットメントライン契約のうち、2022年９月30日に締結し、2024年10月23日付で変更契約書を締結した当社所有の寒川工場を担保としたコミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

① 2025年３月期以降、決算期末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を101億3,000万円以上に維持する。ただし、純資産の部の金額については、連結子会社に対する貸付等債権に係る「為替差損益」の額及び「為替換算調整勘定」の額を差し引いた額とする。

② 2025年３月期以降、各事業年度の連結損益計算書における営業利益を正の数値に維持し、これを損失としない。

③ 2024年６月末日を初回とし、各暦月末日における河西工業の個別貸借対照表における現金及び預金（現金同等物を含む。）の合計額に、借入人の相手方当事者としての金融機関が貸付義務を有するコミットメントライン契約の未使用貸付極度額を加算した金額（以下「最低現預金」という。）を20億円以上に維持する。

この契約に基づく貸出コミットメントの総額及び借入実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
貸出コミットメントの総額	5,500百万円	5,500百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引 未実行残高	5,500百万円	5,500百万円

(2) 当社が全取引金融機関との間で2024年10月23日に締結した債権者間協定書において、当社の全取引金融機関に対する借入（ただし、劣後特約付準金銭消費貸借契約の対象となる劣後債務及びコミットメントライン契約を除く。以下「既存借入」といいます。）を対象として、財務制限条項が付されております。

なお、債権者間協定書で定める財務制限条項と既存借入に設定されている財務制限条項に齟齬がある場合、債権者間協定書に定める財務制限条項が適用されます。

① 2025年３月期以降、決算期末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を101億3,000万円以上に維持する。ただし、純資産の部の金額については、連結子会社に対する貸付等債権に係る「為替差損益」及び「為替換算調整勘定」を差し引いた額とする。

② 2025年３月期以降、各事業年度の連結損益計算書における営業利益を正の数値に維持し、これを損失としない。

③ 2024年６月末日を初回とし、各暦月末日における河西工業の個別貸借対照表における現金及び預金（現金同等物を含む。）の合計額に、借入人の相手方当事者としての金融機関が貸付義務を有するコミットメントライン契約の未使用貸付極度額を加算した金額（以下「最低現預金」という。）を20億円以上に維持する。

この契約に基づく既存借入残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
借入金額総額	70,911百万円	65,206百万円
劣後債務残高	6,000百万円	6,000百万円
コミットメントライン契約の 借入実行残高	1,230百万円	－百万円
差引 既存借入残高	63,681百万円	59,206百万円

(3) 当社の既存借入には、2022年５月26日に締結したシンジケートローン契約から、2024年10月23日付でシンジケートローンに参加する各取引金融機関との個別の金銭消費貸借契約の形態に変更した借入金が含まれており、以下の財務制限条項が付されております。

2022年５月末日を初回とし、各暦月末日における河西工業の個別貸借対照表における現金及び預金（現金同等物を含まない。）の合計額に、借入人の相手方当事者としての金融機関が貸付義務を有するコミットメントライン契約の未使用貸付極度額を加算した金額を20億円以上に維持する。

この契約に基づく借入金残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
借入金残高	23,642百万円	21,543百万円

(中間連結損益計算書関係)

※１ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
運賃及び発送諸費	1,536百万円	1,632百万円
給料	3,053百万円	3,275百万円
賞与引当金繰入額	114百万円	155百万円
退職給付費用	45百万円	9百万円
減価償却費	261百万円	247百万円

※２ 特別退職金

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

特別退職金は、収益性の改善を図る施策を海外子会社で行った早期退職者への割増退職金であります。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

※３ 工場再編費用

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

工場再編費用は、生産拠点の集約及び生産体制の効率化を目的とした、当社グループのピントン工場及び館林分室（館林工場）の閉鎖並びにこれに伴う生産移管等に係る費用であります。主な内容は、設備移設・生産移管関連費用59百万円及び退職関連費用106百万円等であります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金勘定	26,788百万円	32,304百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	△2,878百万円	△3,285百万円
現金及び現金同等物	23,909百万円	29,019百万円

(株主資本等関係)

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額(注)１	中間連結損益計算書計上額(注)２
	日本	北米	欧州	アジア	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	22,456	55,450	6,228	8,995	93,130	－	93,130
外部顧客への売上高	22,456	55,450	6,228	8,995	93,130	－	93,130
セグメント間の内部売上高又は振替高	5,381	－	－	552	5,934	△5,934	－
計	27,837	55,450	6,228	9,548	99,064	△5,934	93,130
セグメント利益又は損失(△)	1,341	△1,364	△332	657	302	△200	101

（注）１．セグメント利益又は損失(△)の調整額△200百万円は、セグメント間取引消去であります。
２．セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額(注)１	中間連結損益計算書計上額(注)２
	日本	北米	欧州	アジア	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	27,892	67,994	6,714	8,422	111,024	－	111,024
外部顧客への売上高	27,892	67,994	6,714	8,422	111,024	－	111,024
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,375	－	－	669	4,045	△4,045	－
計	31,268	67,994	6,714	9,091	115,070	△4,045	111,024
セグメント利益	2,970	5,107	171	244	8,493	△270	8,223

（注）１．セグメント利益の調整額△270百万円は、セグメント間取引消去であります。
２．セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純利益又は １株当たり中間純損失（△）	△32円64銭	33円59銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)(百万円)	△1,242	5,760
普通株主に帰属しない金額(百万円)	20	―
（うちA種優先株式に帰属する金額（百万円））	(20)	(―)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)(百万円)	△1,262	5,760
１株当たり中間純利益又は中間純損失の算定に用いた普通株式の期中平均株式数（株）	38,692,951	171,516,511
（うち普通株式（株））	(38,692,951)	(38,692,951)
（うちA種優先株式を転換仮定方式に準じて算定した普通株式増加数（株））	(―)	(132,823,560)
非転換型の参加型A種優先株式に係る期中平均株式数（株）	5,827,274	―
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（注）１．役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失(△)の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前中間連結会計期間155千株、当中間連結会計期間155千株であります。

２．A種優先株式について、前中間連結会計期間においては非転換型の参加型株式として取り扱っております。１株当たり中間純利益又は中間純損失の算定上、A種優先配当額及び参加可能額を普通株主に帰属しない金額として、親会社株主に帰属する中間純損失から控除しております。また、当中間連結会計期間においては転換型の参加型株式として、転換仮定方式に準じて算定した普通株式相当数を普通株式の期中平均株式数に加えております。

３．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、前中間連結会計期間は１株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。また、当中間連結会計期間は、A種優先株式に係る普通株式相当数を１株当たり中間純利益の算定に含めており、他に希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月16日

河 西 工 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
横 浜 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芳賀 保彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向井 基信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 久美子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている河西工業株式会社の2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、河西工業株式会社及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。